

I - 2 写真機類卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、写真機類卸売業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争秩序を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「写真機類」とは、携帯用写真機及びその交換レンズをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、写真機類を卸売する者をいう。</p> <p>3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する写真機類の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る写真機類に附属すると認められる経済上の利益は含まない。</p> <p>(1) 物品、土地及び建物その他の工作物</p> <p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金付証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) きょう応(映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。)</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務</p> <p>(景品類提供の制限)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲</p> <p>(協議会)</p> <p>第4条 この規約を円滑効果的に実施するため、写真機類卸売業公正取引協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 協議会は、この規約に参加する者をもって構成する。</p> <p>3 協議会は次の業務を行う。</p> <p>(1) この規約の内容を周知徹底させること。</p> <p>(2) この規約に関し、会員若しくは非会員の相談に応じ、又は会員を指導すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実を調査すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する者に対し、措置を講ずること。</p> <p>(5) 関係官庁との連絡に関すること。</p>	<p>第1条 規約第2条及び第3条の各号において判定上の疑義が生じた場合は、写真機類卸売業公正取引協議会の査定に基づき監督官庁の裁定を受けるものとする。</p> <p>第2条 写真機類卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約第2条第1項の「写真機類」とは次のものをいう。</p> <p>携帯用写真機</p> <p>フォーカルプレーンシャッター式カメラ</p> <p>レンズシャッター式カメラ</p> <p>大・中判カメラ</p> <p>インスタントカメラ</p> <p>その他一般消費者を対象とする携帯用写真機</p> <p>携帯用写真機の交換レンズ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか協議会が必要と認めること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第5条 協議会は、前条第3項第3号の調査をするため、事件関係人又は参考人から資料の提出、報告又は意見を求めることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 協議会は第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、その会員に対し当該行為を直ちに停止すべき旨又は当該行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 協議会は前項による警告を受けた会員が、その警告に従っていないと認めるときは、その旨を公正取引委員会に申告するものとする。</p> <p>3 協議会は、第1項の規定による措置をしたときは、その旨を公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第7条 協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日(平成8年12月10日)から施行する。</p> <p>2 この規約の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約変更の認定告示があった日(平成8年12月10日)から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>